

大阪府障がい者施策推進協議会
第5回 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会

日時：令和8年1月30日（金）
午後2時30分から4時30分
場所：大阪赤十字会館302会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

つぐみ法律事務所 弁護士	東 奈央
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局次長	雨田 信幸
河南町高齢障がい福祉課長	安達 信介
四幸舎和会理事長	大崎 年史
大阪難病連事務局長	尾下 葉子
大阪手をつなぐ育成会理事長	小田 多佳子
大阪自閉スペクトラム症協会会長	片山 泰一
大阪精神科病院協会 副会長	澤 滋
東大阪大学こども学部こども学科教授	潮谷 光人
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	黒田 隆之
大阪府視覚障害者福祉協会会長	高橋 あい子
大阪府身体障害者福祉協会会長	寺田 一男
大阪聴力障害者協会会長	長宗 政男
四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園施設長	成澤 佐知子
大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長	難波 志保
大阪府精神障害者家族会連合会 副会長	堀居 努
大阪狭山市福祉政策グループ課長	前澤 友紀
大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長	山崎 重彦

○事務局

定刻となりましたので「大阪府障がい者施策推進協議会 第5回第6次大阪府障がい者計画策定検討部会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、お天気も悪いところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

現時点での総数20名のうち18名、2分の1以上の委員にご出席をいただいておりますことから、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局は、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしく願います。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。次第に記載の通り、資料1から3および参考資料を用意しております。資料の過不足がございましたら、事務局までお知らせ願います。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開しております。配布資料と共に、委員の皆様の発言内容を議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。但し、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前を仰っていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくり、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、黒田部会長にお願いしたいと存じます。よろしく願います。

○黒田部会長

はい、皆さん今日もどうぞよろしく願います。

早速議事を進めさせていただきます。はじめに、本日の議題についてご説明いたします。一つ目は、令和7年度生活ニーズ実態調査の調査結果についてです。二つ目は、意見具申の取りまとめ案についてです。まずは、事務局の方から議題1の実態調査の調査結果についてご説明の方願います。事前に皆様のところを回って詳細に説明させていただいていると思いますので、今回は短めに説明があると思います。よろしく願います。

【議題1：令和7年度生活ニーズ実態調査の調査結果について】

○事務局

事務局、障がい福祉企画課です。

事前に説明させていただきました際に、データが揃っていなかった部分が前半の委員の皆様にはごさいましたので、その辺りを中心にご説明させていただきたいと思います。

墨字資料 1 枚目、2970 人の方がこの調査に答えてくださっております。それを平成 28 年度に実施した調査と同じようにクロス集計を行いまして、前回との比較なんかも含めて分析しているところです。

墨字では 1 ページ、点字では 5 ページです。一つ目が、世代別の希望や困りごとへの回答状況についてということで分析しました。事前説明でもお伝えしました通り、いまの暮らしと希望する暮らしを比較した時に、施設を希望される割合が増えていますが、単に施設が必要だという理解ではなく、地域で生活する中で、何らかの困りごとがあるといった観点から、地域の支援体制を整える必要があるのではないかと、分析しているところです。

点字では 7、8 ページです。データ②では、日常生活の介助や支援の充実や周囲の理解や配慮と回答している人が多く、その結果として希望する暮らしに必要なものとして、サービスを選択されている方が多いです。

続きまして、墨字では 3 ページ、点字では 9 ページです。いまと希望する平日・休日の暮らし方についてです。平成 28 年度と比べたときに、まさに間に新型コロナウイルスの流行がございましたので、外出ができないという状況の中、おうちの中で楽しめるというポジティブな面、一方、コロナ前までは定期的に集まっていたけど、コロナを機に集まれなくなり、外出の機会がなくなったというネガティブな面、また、外への出づらさに何らかの要因がありながら、希望する過ごし方として、生活している場所で過ごす人が増えていたり、外に出かけるといったところが減っていたりするような状況にあります。

点字では 10 ページほどですが、データ①とデータ②を比較していただくと、休日は外に出て過ごしたいという方が、子どもは 43%いるが、実際に外に出て過ごしている方が 24%に留まり、実現できている割合では充足できてないところが課題だと思っております。

続きまして、墨字では 5 ページ、点字では 14 ページです。

高齢の親と同居しているケースの状況についてです。本人が 40 歳以上で同居されている親のいずれかが 70 歳以上の方、162 人（身体 41 人、知的 65 人、精神 43 人、難病 13 人、発達 1 人）に絞って、困りごとなどを聞いています。

概ね、「収入が少ない」とか、70 歳以上の親と同居されているので、「家族の高齢化」ということをご懸念される方が多いです。障がい種別では、難病と発達については、母数が少ないのでなかなか比べられないところはございますが、知的障がいのある方は、身体障がい、精神障がいのある方と比べて、「スマホによる手続き」を困りごととして回答される方が多いです。

続きまして墨字では 7 ページ、点字では 16 ページになりますが、外出時の困りごとについて、それぞれ手帳の等級も含めて、分析しています。データ②では、身体障がい者手帳の等級が 1・2・3 級の方がハード面、「段差」、「建物設備」とか「公共交通」また「移動支援」というようなところで移動に対する困りごと、知的障がいのある方は「通行車両が危ない」、精神障がいのある方は「公共交通が利用しにくい」というようなところを選ばれている方が多い傾向にあります。

続きまして、墨字では 8 ページ、点字では 17 ページになります。余暇活動について困りごとを聞いています。身体障がい者手帳 1 級、療育手帳 A の方は、介助や支援の不足というところが余暇活動への困りごととして回答している割合が高くなっております。

続きまして、墨字では 9 ページ、点字では 18 ページになります。外出の状況について、データ①は現在の平日と休日の過ごし方について、左の表は 162 人の方、右の表は全数になっています。シンプルに割合を比べてしまうとミスリードになりかねないので補足しますと、右は学校に通う世代も含んだ数字になりますが、左は 40 歳以上なので、学校に通われる方がおられない中の働く方が 33%です。全数において学校に通う 650 人を除いて算出すると、働いている方が 30%ぐらいになりますので、大人以上で比較したときに大きく差がないように思います。

続きまして、墨字では 9 ページの下、点字では 19 ページになります。「3 相談できる人の有無」というところで、家族と同居されている方たちですので、相談相手として家族を選ばれる方が一番多く、他には友だちとかヘルパー、かかりつけ医師、看護師を選ばれている方が多く、前回調査と比較したときに、「ヘルパーや施設職員」に相談できている人が 7%から 15%と増えている。「かかりつけの医師、看護師」につきましても 5%から 13%ということで、身近な誰かに相談されているという部分で、逆に「相談できる人がいない」というのが、15%から 7%に減っています。

一方、精神障がいのある方では、相談できる人がいないという回答を選んだ人の割合が他と比べて少し高くなっているような状況にあります。

続きまして、墨字では 11 ページ、点字では 22、23 ページになります。事前説明の際にもご説明させていただいたところですが、左の表が施設で生活されている 70 人（身体 19 人、精神 7 人、知的 44 人）の方の回答、右の表が全数の回答になります。平日の過ごし方を比べていただきますと「生活している場所で過ごす」が 66%ということで、全数と比べると、数字が際立っています。「買い物、趣味や社会活動」と回答した人について、休日に外で何かしたいということを希望する人が 35%に対して、実現している人は 13%です。一方、右の表では 45%の方が希望されて、32%が実現しているということでは、余暇活動とか外に出るということの困りごとが何かあるのではないかとこのところでは、墨字では 12 ページ、点字では 25 ページに記しています。データ③は、上が施設で生活されている方、下が全数になります。これらを比べたときに、施設で生活されている方は「介助や支援の不足」を回答されている人が多くなっています。これは地域で支援

が十分に整っているという意味ではなくて、おそらく家族とか友達といったインフォーマルな支援というのが施設や病院以外の方は受けやすい中、施設や病院では受けにくく、例えば、施設で生活していてどこか外に出かけたいとなっても、他の人の生活支援のために人手を割けないということなどが、こういった回答の結果になっているのではないかと分析しているところです。

墨字では 13 ページ、点字では 25 ページになりますが、希望する暮らしと希望する暮らしに必要なことを確認しております。データ①は、上が施設で生活されている方で、下が全数になります。比較したときに、「配偶者・子どもと暮らす」というようなところが着色されていないところと、施設で生活されている方のお答えとしては「施設・病院で暮らす」というところの割合が高く、「親やきょうだいと暮らす」と選択肢が二つになっているというのは、これまで委員から「イメージできないところを選べない」とのご発言ありましたように、実際に施設・病院で生活される前はご自宅、家族と生活されていたので、この二つが高くなってきている。また、地域で生活して結婚・出産・子育てというようなところでいうと、「配偶者や子どもと暮らす」といった、地域で生活して、さらに次のステップということのイメージがつきにくいというのがあって、おそらく数字に現れてきているかと思えます。

あと、事前説明でも少しご指摘ありましたが、調査の設問のうち、誰が調査票に答えているかというところで、知的障がいのある方は 3 割から 4 割の方が「本人」でも「本人の考えを聞いて代筆」でもなく、「家族や支援者が本人は多分こうだろう」ということを回答しているといった背景もあるので、安直にずっと施設で暮らしたい人が多いというふうには捉えているわけではございません。

続きまして、墨字では 14 ページ、点字では 27、28 ページになります。事前説明でも説明させていただいておりましたが、データ③のところの数値の誤りがございました。もともと、精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級の方で通院されていない方が 20%程度になっていましたが、委員にもご相談させていただきながら、元データを確認しましたところ、数値の誤りがありました。逆に、精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方で「週に 2・3 日通院」している方が 21%もいました。精神障がいのある方でそれだけ詰めて通院するのは考えにくいと思い、該当の人の他のデータも確認しましたところ、人工透析を受けられている方、ミトコンドリア脳筋症、慢性腎炎など、精神障がいに関する通院だけではなく、他の疾患で通院されているということが類推されます。実際に障がい分類に関する通院のみについて調査票で聞くというのは難しいことだとは思いますが、そういったことで数値にずれが生じているのではないかと解釈しております。

続きまして、墨字では 15 ページ、点字では 29 ページになります。通院回数と通院時のお困りごとについて聞いています。「ほとんど毎日通院」されている方というのは、病院に行くための「通院介助」や、「医師や看護師が障がい病気の理解をしてくれない」を

選んでいる方が多いです。医療費の負担感については、「週 1 回程度」から「月 2・3 回程度」の頻度の方が一番高くなっている状況です。

続きまして、墨字 16 ページ、点字 30、31 ページになります。災害時の困りごとについて確認しています。一つ目は、皆様に事前で説明したところですが、障がいのあるなし関係なくだと思いますが、「安全な場所への移動」という回答がいずれの障がい分類の方も多かったです。データ①に参考として書かせていただいているところでは、視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部障がいと分けさせてもらいますと、それぞれの障がいに応じて、視覚障がいのある方は「安全な場所への移動」という回答割合が高く、聴覚障がいのある方は「情報の取得」、音声・言語・そしゃく機能障がいのある方は「避難所でのソフト面」、肢体不自由障がいのある方は「避難所でのハード面」、内部障がいのある方は「医療」と、困りごとが現れています。

知的障がいのある方と発達障がいのある方は、刺激遮断のためのパーテーションつけてもらえるか、障がい特性に応じた対応をしてもらえるか、周りの人に障がい理解をしてもらえるかといったソフト面を心配されている傾向にありました。

次が新たに追加してもらったところにはなります。墨字では 18 ページ、点字では 32 ページになります。災害に備えて、いま準備できていることを聞いています。障がい種別に関係なく、「防災グッズ」とか「避難所の確認」、または「準備できてない」ということが大体 15%から 30%ぐらいということで選ばれている傾向にあります。その中でも、医薬品・医療機器というところが身体障がい者手帳 1・2・3 級、療育手帳 A の方、高次脳機能障がいのある方、難病の方が多く回答されています。「要援護者登録」は、身体障がい者手帳 1 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方が準備されているような状況にあります。

墨字では 19 ページ、点字では 33 ページでは、今後、準備したいことについて聞いています。「防災グッズ」、「医薬品・医療機器」、災害が起きた時にどうするかといった家族等との「避難行動の確認」、「避難場所の確認」といった、個人でできるようなことを準備していきたいことに挙げる人が多いです。一方で、「要援護者登録」や「個別避難計画」、「防災訓練への参加」を自らやっていきたいという方が数字的に少ない傾向にありました。

最後に、墨字では 20 ページ、点字では 34 ページについて、暮らしを通じて差別や嫌な思いの経験について聞いています。前回調査との違いとして、「学校」において「入居・入店・乗車の拒否」、おそらく何らかの教育を拒否されたような思いをしたという人が 0 人から 14 人になっています。また、「役所」における「助けて欲しいときに助けてもらえない」は、平成 28 年度に 105 人であったのが、今年度は 13 人になっており、間に合理的配慮の義務化というような法改正もございましたので、おそらくそういったところが影響したのではないかと考えています。

長くなりましたが以上が事務局からの説明です。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。

では、委員の皆様から、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。調査結果ですから、しっかりと見ないとなかなか理解が難しいところがあるかもしれません。委員、どうぞ。

○委員

説明ありがとうございました。説明の中でしっかりと押さえていただいた、特に知的障がいの場合、本人が答えるという数字よりも、親が答えるという数字が非常に大きい。親が本人に聞いたり、本人はこう思うだろうと推測したりして答えたというより、親自身が当事者として、これが心配とか、こう希望するということが、かなり多く入っているのではないか。この結果に、知的障がいのある方の本当のニーズ、本当の気持ちが反映されていると、あまり決めつけられない方がいいということ当事者団体として思っております。

このような調査に答える時に、なるべく本人がどう思っているかと考えながら答えたいところですが、本人がまったく会話ができないと、想像することができず、やはり親自身がしんどい、つらい、困っているということを書いてしまっているかと思えます。

その観点でいくと、1 ページ目の暮らし方のところは、障がい別にはなっておりませんので、あくまでも数字を見ての感想です。データ②の希望する暮らしに必要なことで、「入所施設」の数字が一定あって、「グループホーム」よりも「入所施設」の方が多くなっていたり、「十分なサービスがあれば」という希望があったりしているところで、例えば、20～50 代の本人の親御さんはそれよりも、20 から 30 歳は上になりますので、その方たちが、障がい福祉サービスの内容や障がい福祉の政策の情報をブラッシュアップできていないということは考えられると思います。わかりやすい言い方をすると、グループホームぐらいは何となくイメージはあります。ただ、非常に激しい虐待のような報道がされるとグループホームは怖いところと思い、そこから情報をブラッシュアップしない方もいるし、暮らし方、過ごし方というと、毎日作業所に通って家に帰ってくるというパターンしかご存知ないご家族もたくさんいらっしゃいます。

本当はもっと多様なサービスプランがあるけれども、まだ相談支援も十分行き届いていないところ、ただ毎日どこか決まった、ずっと長い間通っている作業所に通い続けるというパターンしかご存知ない。もう一つ言うと、地域生活支援拠点等とか、そういった地域の暮らしを支えるといった情報が、保護者、親に届いていない。

受給者証の更新の聞き取り調査で、70 歳代の親御さんが、聞き取りする調査員の方に「お母さん、体調はいかがですか」聞かれて「いつまで親を頼りにする気ですか」と怒ってしまったと言うのです。調査員も悪気はないのですが、親が元気であれば、親が介

護するのが当たり前みたいなことがある。そういったことから、この調査を見たときに、数字だけでは出てこない部分があるのかなと思っております。

もう一点、3 ページ目のデータ①、平日・休日の過ごし方で、「買い物、趣味、社会活動」といった外に行く、遊びに行くといった数字が、現在の子どもの休日が 24%になっているが、平成 28 年度は 66%です。これはものすごく数字が変わっているということで、ここの理由を、やはり少し調べた方がいいのかなと思っています。

私の肌感覚で言うと、平成 28 年度は、放課後等デイサービスが平成 24 年から始まっておりますので、放課後等デイサービスが広がり、使いだしたかという頃です。この頃は、まだ子どもが移動支援を使いたいと言ったら、祝日でも日曜でも来ていただきました。ところが、今は子どもが日曜にガイドヘルパーを使いたいと言っても、ほぼ無理です。今、移動支援してくださるヘルパー事業所がなくなってきています。この大きな違いは、一緒に外出してくれる人がいなくなったから、親が連れて行かないといけないとか、あるいは、土曜・日曜も預かってくれる放課後等デイサービスができたから、外出しなくても放課後等デイサービスに行ってくれたら、親としては助かる。何が起きているかと言うと、子ども時代の社会参加が非常に少なくなっているのではないか。これがこの子どもたちが大人になったときに、地域において、1 人で活動できる大人になれるのかということ非常に不安に感じております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。

繰り返しませんが、回答者が親か子どもかというあたりで、次の議題の意見具申の素案の中にも意思決定支援についても書き込まれていると思いますし、相談支援を充実させて、いつも使っているサービスしか知らないような方にも、もっと多様なプランを作れるような体制づくりとか、子どもの外出においてガイドヘルパーが不足しているというのはかなりな問題として現実的にあると思いますので、その辺りのところご指摘いただけたと思います。事務局の方からも何かありますか。

○事務局

やはり見る視点によって考え方も変わってきます。何か調査を見て気づかれたことがあれば、ご指摘いただけると、我々も広い視点でさらに分析できるかと思っています。よろしくをお願いします。

○黒田部会長

ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。

はい、委員どうぞ。

○委員

はい。ご説明ありがとうございました。

委員と似た形になるかもしれないですけど、資料 1 の 1 枚目のところで、精神障がい者の回答数 545 人の中で、年代別ではボリュームゾーンが 30 代から 60 代ぐらいになっています。精神障がい者の方で、特に若い頃の初発の当事者の方は、たぶん郵送調査に回答できる余裕がないというか、調子が悪い時は、郵便物は絶対に見ませんし、やはり予想通りのボリュームゾーンでした。何がお伝えしたいかということ、どうしても郵送調査ですと回答できない人がおり、本来は回答できない人の状況を把握するというのが、本当の意味での障がい福祉に資すると思いますので、このデータだけで、例えば、精神障がい者の現状が把握できたとされると、ちょっとつらい。

次回、6 年後になりますので、難しいとは思いますが、何かいい方法を一緒に考えていただければと思っております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

こういった郵送もしくはインターネットでやる調査の限界というのもありますので、これだけで全体像が見えるということは、まずないと思います。そのために、今日のように集まっていたいて、それぞれの団体の方のお話を伺ったりとか、当事者の方のお話を伺ったりとか、私達大学にいる者としては、当事者の方たちがどんなふうに暮らしているかという調査を行ったりとかがあります。そういったことを総合的に見て、リアルな状況を判断することになるかとは思いますが、ご意見ありがとうございます。

では、委員お願いします。

○委員

調査全体をざっと見て、この調査で誰にニーズを聞けなかったのかというのがすごい気になって、先ほどの委員とも重なりますけれど、まずは大人の発達障がいの方は少なそうだなとか、働き盛りの方のニーズというのは拾えてなさそうだなとか、あとはそもそも制度の外にいる比較的軽症な指定難病以外の方であるとか、希少すぎる難病とか逆に数が多すぎる難病の方とかは、やっぱり把握できてないだろうし、あと親御さんのニーズは拾えただ子ども自身の声というのはなかなか拾えないのだなというのが気になった。

あと一つ、前回の調査から 10 年近くの間で起こったことが結構やっぱり反映されていると思ったのが、新型コロナウイルス感染症の影響はやっぱり大きいと思います。肌感覚と比べたら、休日に在宅で過ごしたい人の数が何か多いなと思って、それは、新型コロナウイルス感染症の影響で、私もそうですが、YouTube を使いこなせるようになって、家でも好きな番組を観られて、家で遊べるとか、集会とかイベントとかにオンラインで参加できるようになったので、外出しなくても参加ができるといった良い面なのか、それとも

私たち難病連も交流会の参加者を見ていると新型コロナウイルス感染症が流行する前よりも減ったままで、なかなか増えていかないのが、社会全体が外へ出にくくなっているのではないかと考えています。

最後に、学校で「助けてほしいときに助けてもらえない」が増えているというのは、どうしたことだろうと考えています。この間、文科省の方針で、子どもの通級教室とかで子どもたちが自分のクラスで過ごしにくくなるなど、地域の学校で過ごしにくくなりそうなところを、子どもたちがみんな一緒に今まで通り過ごせるようにと、現場は頑張らせていますが、そのあたりが家族とか本人にとって学校という場所での支援みたいなものが足りなく感じてしまう原因になっているのかとか、調査で大変だけどやっぱりこの何年かが反映されているのかと思いつつ、興味深く見させていただきました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

この調査の対象になってこない人たちにも、この計画の対象になるような方もいらっしゃると思いますので、そのあたりの方のこともしっかりと考えながらやっていく必要があるかなと改めて思いました。

はい、他の委員の方からどうでしょうか。委員、お願いします。

○委員

確認したいことが一つと、意見が一つあります。

16 ページ、災害時の困りごとについて、身体障がい種別に数値を出してくれているのはありがたいです。聴覚障がい者は災害情報の取得が、一番ニーズが高いのですが、数字を見ると肢体不自由者の数字が多くなっています。数字が間違っていなければ、どうして聞こえる肢体不自由の方が情報取得するのに困っているのでしょうか。

意見については、聴覚障がい者が行政などに求めているのは、災害時、避難所での情報保障と、避難が必要なときの情報保障です。それらを市に要望しても、ほとんどのところで「地域の民生委員と協力してください」という回答が多いです。しかし、民生委員の方々も市民ですから災害が起こったときは自分も避難しなければなりません。市町村の考え方は、地域の民生委員に押し付けているような感じがするので、そうならないような指導が必要であると思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

最初の質問については、事務局がこれ何かわかりますか。

○事務局

障がい福祉企画課です。数字がたくさん並んで、細かくて見にくくてすみません。聴覚障がいのある方は回答全体で 203 人のうちの 34 人で 17%、肢体不自由障がいのある方は回答全体 1194 人のうち 45 人で 4%になっております。割合では、聴覚障がいのある方が一番高いと捉えていますので、困りごと、必要なこととして、一番に挙げられているのだということで分析させていただいております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。

進行上の都合で、調査票についても後からもう一度ご質問を受け付けるということで、議題 2 の意見具申（素案）にいかせていただきます。

事務局の説明の前に、委員からお話いただいた後、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○委員

はい、ありがとうございます。

いただいた第 6 次計画に関わる資料 2 と資料 3 を少しだけ読む時間がありましたが、資料 2 も資料 3 も、この間の議論を踏まえて、すごく丁寧にまとめられているというふうに感じております。事務局の皆さんには、感謝申し上げたいと思います。端的に 3 点のことだけご発言したいと思います。

一つは、基本原則に関わるところです。この整理で特に良いとは思っていますが、あえて言うと、一つひとつが大事なことで優劣はないと思うのですが、2 番目に書いてある、「すべての人の命と尊厳の保持」という点について、ぜひ一番上に上げていただいた方がいいのではないかなと思いました。それは、基本理念のところ、「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」というような形で掲げているので、やはり、「尊厳」なり「人権」という言葉をきちんと入れてもいいかなというふうにも思っているのですが、一番に持ってくる形でまとめた方がいいのではないかなというふうに思いました。

二つ目は、最重点施策で「本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現」というところを一番に持ってきていただいています。本当に多様な暮らしの実現ということはすごく大事だと思しますので、その視点に立っていただきたいのですが、チャレンジした時にうまくいかないことは当然あります。失敗をしたときに、やり直せること、状況の変化に合わせたということなども加味しながら、本人が主体になっているということをきちんと強調したらいいかと思います。

三つ目です。生活場面Ⅲ「働く」に関連してですが、先日、全国心臓病の子どもを守る会という団体の方とお話する機会がありました。心臓病の家族の皆さん、お子さんの障がい、状況から、本当に親が抱えているというところですけども、医療の発展の中だけ長

生きしている方が増えてきて、いろいろと人生の希望というのが出たり、活躍される場面が増えたりしているのです。その中で、一般就労について、当事者の人たちの意見を聞いてみると、福祉制度とは違う一般就労の中で、いわゆる合理的配慮を含めてきちんと手立てが就労政策の中で取られていないとか、本当に生きがいを持てたとか、配慮されすぎているなどのお話を聞く機会がありました。やはり、福祉と雇用での大きな連携が必要だと思いますし、むしろ雇用の方から積極的に福祉関係にアプローチしてもらうことも大事じゃないかというふうに思いました。

全体としては、これまで意見に噛み合うかなと勝手に思っていますが、ぜひそういうことを今後のまとめの中に入れていただければいいかなと思いました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。

資料3の11ページの下の方にあります基本原則の順番の二つ目を前に持ってきた方が良いのではといったご意見と、最重点施策の「本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現」では、チャレンジして失敗してもやり直せるとか、入所施設や精神科病院から地域へ出てみようとかチャレンジするにも失敗が怖くてなかなかできないというのがあるので、失敗したとき、うまくいかなかったときに、戻ることや継続して支援が受けられるようなことも重要であるということを書いてもいいのかなと思いました。何かチャレンジしてみようというだけではなくて、うまくいなくても安心してくださいということも必要かと思えます。ご意見ありがとうございました。

では、事務局の方から、今一度、議題2についての説明をお願いしますでしょうか。

【議題2：意見具申のとりまとめ（案）について】

○事務局

ありがとうございます。事務局より議題2についてご説明させていただきます。主に資料2-1、2-2になります。

資料2-1についてご説明させていただきます。こちらは意見具申の取りまとめについてということで、表になっている、左の意見具申の構成というのが、資料3意見具申の目次になるところです。右の意見具申本編に盛り込む内容案と書いていることは、概要をコンパクトにまとめさせていただいたものになります。

資料2-2の説明に入る前に、資料3は皆様からいただいた第1回から第4回までの意見を踏まえて、事務局の方で取りまとめた素案になります。墨字15ページに、「各生活場面に共通する横断的視点について」という項目がございます。こちらは現行計画の共通場面「地域を育む」と、生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」を統合させ、障がい者の権利保障、差別の解消や虐待の防止、誰もが暮らしやすい環境の整備、

情報保障およびコミュニケーション支援の推進、障がい者の生活を支える人材の確保育成、地域の支援力の強化という6つの項目に整理しようというところになっています。これらは、各生活場面に共通する横断的視点になりますので、墨字 16 ページの「各生活場面について」というところについて、本日、様々なご意見をいただけていると思っておりますので、そういったものも反映させながら、こちらの横断的視点というところはまた作成してお示しできたらなと思っております。

資料 2-2 により、資料 3 にこういった内容が書かれているのかということをご説明させていただきます。この資料は事前説明のときより右側の「視点・考え方」の事務局整理のところを修正させていただいております。理念・めざすべき姿というのは基本的には事前説明させていただいた通りの考えのもと、新たに第 6 次計画の文言をお示したところですが、視点・考え方のところについて、説明させていただきます。

点字では 2 ページになります。基本的に現行計画の地域を育む視点や、「誰 1 人取り残さない」という SDGs の理念、次期計画においてもその重要性に何ら変わることなく、共生社会の実現に向けて相まって進めるべきであるということと、「いのち輝く」というのが万博のテーマということの説明させていただいたところの補足として、具体的に掘り下げた 3 つのサブテーマとして、「いのちを救う」、「いのちに力を与える」、「いのちを繋ぐ」というような、いわゆる一人ひとりの生活を豊かにするとか、コミュニティを形成する、社会を豊かにするみたいな視点が、障がい施策の推進に共通する視点でもございますので、今回、めざすべき姿として、提案させていただいております。

基本原則と最重点施策は事前説明のときと概ね変更がございません。

墨字では 2 ページ、点字 14 ページ以降を説明させていただきます。「視点・考え方」の見方をお伝えしますと、「各生活場面に共通する横断的視点」のところは黒丸で表記させていただきますが、各生活場面のところは白丸で表記しています。これらは、資料 3 に記載している文面を一部抜粋していますが、「各生活場面に共通する横断的視点」については先ほどお伝えしました通り、現在作成中ですので、「第 6 次計画の構成に関する提言」という項目に記載している、計画の構成を共通場面と生活場面Ⅵを統合して横断的視点にするといったようなことを書かせてもらっています。横断的視点に記載している文面ではないので、黒丸で差をつけさせていただいております。

その内容としては、第 4 次計画の時に、生活場面を 6 つに分けて施策を展開していく中で、次に共生社会ということで、ともに生きる社会を実現させるというようなことで、共通場面「地域を育む」ということについて、施策の方向性を整理していきました。

次期計画においては、障がい者の権利と尊厳の保持を前提とすることをより明確にするために、基本原則や共通場面「地域を育む」の項目の並び替えを行うとともに、生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」を共通場面「地域を育む」と統合する。

また、共通場面「地域を育む」に掲げる個別分野ごとの施策の方向性は、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組むというところが記されているところです。

続いて、生活場面Ⅰについてです。点字では 18 ページの最後から 23 ページにかけてです。白丸は、資料 3 から引用している文章と、個別分野ごとの施策の方向性と書いているのは、(1) 多様な暮らしの実現、(2) 希望する暮らしの実現に向けた施策の充実、(3) 地域で暮らし続けるというように分類して、意見を整理していきますというところです。その下に主な委員意見ということで、これまで委員の皆さんが言っていたようなところを記させていただいています。最後に生活ニーズ実態調査の結果というところは、先ほどはクロス集計の結果をご報告させていただきましたが、単純集計の中で少しそれぞれの場面に関するところを記させていただいているところです。

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」の白丸のところを少し説明させていただきます。

地域移行については、国からの指針もごさいますように、定量的に地域移行に関する目標設定や実態把握と評価が行われている。本来であれば誰とどこでどのように暮らすのかといった、本人の希望にかなった暮らしができるかという観点が重要である。

障がい者が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加又は参画するためには、地域で暮らす多様な主体による障がい理解や合理的配慮の提供も含めて、障がい者自らの力を最大限に発揮して自己実現するための支援が必要というようなことと。

あと地域で生活するために支援の体制を整えるということとか、緊急時に施設や病院等を初め様々な社会インフラが有機的に連携を進めていくという観点を書かせていただいています。

続きまして、墨字では 3 ページ、点字では 24 ページから 28 ページにかけてとなります。生活場面Ⅱ「学ぶ」につきましては、ニーズが多様化する中、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するインクルーシブ教育を基本として、乳幼児期から大人になるまでの「学び」を保障し、誰一人として取り残さない教育のより一層の推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決に向けて取り組む必要があることや、学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携というようなことを記させていただいています。

次に、生活場面Ⅲ「働く」につきまして、点字では 29 ページの後段になります。障がい者が、就労を通じて働くことの喜び・生きがいを感じ、収入を得ることで、より豊かで安定した生活を送ることができるようになることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つ。また、現に就労をしている人だけではなく、障がい福祉サービス事業所等において、自分が持っているスキルや知識を活かして、価値のあるものを作り出し、サービスを提供することにより、自分の成長や社会への貢献、仲間と一緒に働く

ことの喜び、「働きがい」や「生きがい」を実感しながら社会参加しているというようなことを書かしていただいております。

続いて、墨字では4ページ、点字では35ページになります。二つ目のところで、障がい者が内科や歯科等の診療科を受診することに関して、対応できる医療機関が限られていることから、新型コロナウイルス感染症の流行時には医療のサービスを受けることに困難が生じるなど、障がい者が安心して医療を受けるためには多くの課題があるというところで、事前説明でもご説明させていただきましたように、めざすべき姿のところは、「必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる」ということを引き続きやっていくというところで、第5次計画から修正なく、継承していくというところで思っています。

最後に、生活場面Ⅴ「楽しむ」については、点字の40ページの後段から41ページにかけてです。他の人と同じように普通に楽しめるようにしていくことが大切であるとか、大人になったからといって、急に活動を選択できるものではなく、幼少期からの体験・経験の中で、「楽しみたいもの」が生まれてくる。暮らしのあり方が多様化してくる中で、障がい者のみならず、誰もが、自由な時間に好きなことを楽しめることは、より豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図る上で重要なものであるというようなところで。

いま、お伝えさせていただいたところは、それぞれの生活場面のリードになるところになりましてその下に個別分野ごとの施策の方向性を書かせていただいている状況です。

資料3は、説明するとだいぶ長くなりますので、資料2-2の説明の中で、これまでの部会で言い漏れや抜けがないかといった観点でご意見いただきまして、事務局で検討させていただいて、改めて資料3を修正していくというような作業が、今後の流れとなっております。よろしくをお願いします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

共通する横断的視点のところは、今日のご意見を伺ったりして、これから作成して最後にご提示するということになってはいますが、他のところは、説明いただいた資料2-1、2-2、資料3で、具体的な文章として出てきている部分もありますので、皆さんがご意見いただいた内容が適切に反映されているかどうかであるとか、ここがちょっと抜けているのではないかとか、ご意見いただけたらいいと思います。後日またメール等でも細かなところは、あの、ご意見を伺う機会がありますので、いま全部言っておかないといけないってことではないのですけれども、現段階で何か気になる点、もしくはご質問等ありましたらお願いいたします。はい、委員、どうぞ。

○委員

資料 3 の 5 ページ以降に障がい者福祉に関する様々な法律が載っております。最新の手話施策推進法も載せていただいておりますが、一方で障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が載っていないです。これは横断的視点の 4 番目、情報保障、コミュニケーション支援に繋がると思いますが、入れた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょう。

○事務局

情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法につきましては令和 4 年 5 月施行という中で、第 5 次計画の中間見直しの際に、主な法制度の改正ということで記載しているところです。改定する時点で区切っているところもございますが、今回はアクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法については記載していないというようなことになります。前回令和 6 年 3 月に中間見直しをした際に出していますので、次期計画については、手話政策推進法のみ記載させていただいております。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。大丈夫ですか。

○事務局

ちなみに、ここに記載がないからといって、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の観点を全く無視するとかそういったことはございません。きちんと法の趣旨を踏まえるということは考えております。

○委員

ご説明わかりました。この意見具申が発表されたときに、読んでいる人が私と同じように疑問を持つと思いますので、どこかには入れていただけたらいいかなと思います。

○事務局

はい。ご意見ありがとうございます。また、読まれる方が誤解のないような形で何か表記を考えられたらと思います。例えば、何年度以降の主な法改正みたいな書き方をするとか、横断的視点で必要というところでは、委員が言っていた通りですので、そちらの方で情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の考えを含んだ記載が何か

できるかどうかということも含めて、事務局で預からしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょう。

○委員

事前説明ときに、調査結果の方を中心に話をしたので、資料 3 のところで気になる点がいくつかあったのがお話できてなかったらすいません。簡単にいくつか述べさせていただきます。

14 ページの 2 つ目、「8050 問題」のことが書かれていますが、「障がい者と高齢の親だけ暮らしている」とありますが、「8050 問題」は、障いのある方のみをターゲットにした言葉じゃないかと思うので、「8050 問題」という言葉をこだわるのか、こだわるのであれば少し修正が必要かなと思います。

続きまして、21 ページの 1 つ目、令和 7 年 6 月刑法改正で「懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設された」とありますが、この表現だと懲役刑がなくなったかのように見えてしまう。懲役刑という単語はなくなったのですが、懲役は課していますので、懲役と禁錮を統一し、新たに禁固刑が創設とかに整理していただけるといいかと思います。

28 ページ、(1) 障がい者が働きやすい環境の整備の 2 つ目について、別に不正確というわけではないのですが、少し気になったところです。「障がい者を雇用していない企業等は障がい理解が不十分な可能性がある」というところで、可能性はあるのですが、障がい者を雇用していない企業等が障がい者を理解していないように見えるので、ここまで言っているのかなというのは少し気になりました。また、「少しでも多くの企業等に障がい者のことを知ってもらい」というのは、障がい者というのは千差万別で、それぞれ程度も違うし、皆さんが持続的に障がいと直面するようなこともたくさんあると思うので、障がい者という人を障がい者ではない人と区別するような感じの表現に見えるので、もう少し書き方とかの工夫が必要かと思いました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。おっしゃる通りかなと思います。

○事務局

はい。ありがとうございます。ちなみに資料 3 は事前説明ではご用意できてなかったもので、細かいところまで見ていただいて本当にありがとうございます。また、ご意見を踏まえて修正等を考えたいと思います。よろしくをお願いします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。他の方でいかがでしょうか。

○委員

資料3の3ページの2つ目のところです。社会福祉法が改正されて、社会福祉法人制度改革がその内容であって、複数の社会福祉法人が連携していろいろとやっていきなさいよというようなことが言われていて、一つの小さい法人で人材確保であるとか、いろいろ運営していくのも非常に難しくなっていて、既に社会福祉連携推進法人というのが全国でもできてきています。大阪でも2法人ほど作られているというのを聞いています。そういうことをすることにより、本当に人材確保でとか育成ができると思っていますので、3ページのところに地域連携推進法人ができてきていること、大阪府下でもグルーピングしていくということが重要ではないかということを、謳っておくことは必要ではないかと思っています。

京都で7つの法人で社会福祉連携推進法人を作っているところがあって、南山城学園さんとか、みねやま福祉会さんとか、非常に人材確保の点でも、小さい法人には、とてもじゃないけど叶わないような法人です。やはり、法人が連携して、人をどれだけ出せるかは難しいけど、人材確保の手段が一つあれば、障がい者の事業に人材を確保できるのではないかという思いもあり、ここはもう少し書き込んでもらいたいと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょう。

○事務局

はい、障がい福祉企画課です。ご指摘ありがとうございます。人材確保の点でも小さな法人ではいろいろと限界があってっていうのはかねてからもお伺いしているところですので、今いただいたご指摘も踏まえて記載は検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。では、委員お願いします。

○委員

具体的な意見ではないですが、2点お話をしたいと思います。

一点は、現行計画では、バリアフリーという言葉がよく入っていたのですが、意見具申ではとても少なくなっていて、インクルーシブという言葉に置き換わっているのかと思い

ます。専門的に学んだ人でないとインクルーシブとは何だろうと思う人もいらっしゃると思います。調べると包括的なみらいなことが出てきますけど、そういった点で、これがすべてバリアフリーやユニバーサルデザインに繋がっているということが少しわかった方が良いのではないかと思います。

具体的に、いま課題になっていることが計画の中にきちんと入っているものかということを見直してみた時に、例えば、多目的トイレというのがだんだんできていますが、大人の身体障がい者の方が外に出かけた時に、オムツを替えるオムツ台がないから外出できないといった話が聞こえてきたり、投票所に行ったけどなかなか対応してもらえなかったりとか、博物館や劇場とかに行くけど、説明が足りなくてよくわからなかったということがまだまだ聞こえてくるので、その辺の具体的な話も少し入れるといいのかなと思いました。

もう一つが災害対策についてです。福祉避難所が少ないという調査結果もありました。太子町は福祉施設連絡会というのがあって、太子町の社会福祉施設が全部集まって、福祉避難所は社会福祉協議会だけれども、その他の施設で避難できるとか、お風呂に入りに来てもいいとかというような情報を社会福祉協議会に集めて、地域の人たちの避難を助けるという仕組みを独自で持っています。

他の市町村の状況はわかりませんが、社会福祉協議会でいろいろ情報があって、取りまとめをしているのであれば、そういったことも加えてもいいのかなというふうに思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。

バリアフリーやユニバーサルデザインという言葉があんまり使われてなくて、インクルーシブに変わってきているのではないかと、わかりやすくということのご指摘でした。先日の施策推進協議会で、その段階での部会の検討状況を説明させていただきましたが、意見として、バリアフリーとかユニバーサルデザインという言葉が表に出てきていないという話がありました。これから横断的視点のところに入ってくるのかとは思いますが。あと、合理的配慮という言葉も前はかなり使っていたのですが、今回は、合理的配慮というのは、あくまでもいろんな状況を改善していくための方法だということで、全体的な部分に入ってきてしまっているので、同様に横断的視点のところでも書かれてくるかと思っています。事務局いかがですか。

○事務局

はい、ありがとうございます。

部会長がおっしゃっていただいたように、15ページのところで、これから作成ということになっていきます。バリアフリー、ユニバーサルデザイン、合理的配慮がすべての生

活場面に共通するところですので、そちらの方で記載することになります。またご確認いただけたらと思います。

委員おっしゃっていただいた、具体的な課題というのは、各方面の委員の皆様が集まっていたくこのような場で、それぞれの現場での小さいものから大きいものまで課題を聞くというのが、すごく有意義なところだと思っていますので、また、そういったところのご意見をいただけましたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。委員どうぞ。

○委員

一点、先ほどご質問があった施設の連絡会ですけど、大阪府内で社会福祉協議会が事務局を担い、地域に貢献するような活動をしていく社会福祉法人の集まりを組織化していきましょうというようなことをやっています。すべての施設が参加しているわけではないですが、市町村ごとにそういった組織をつくり、その中で連携しながら、福祉避難所のことでは、施設連絡会と行政、かつ個別の施設と行政とで協定を結んでというような取組みもしています。

その取組みの中で、研修や避難時のシミュレーションというような取組みを行っているところもあります。あくまでも、それぞれの施設連絡会として課題を捉えてやっていくというものですので、地域住民の皆さん、当事者の方と一緒に課題感を共有しながらの取組みを進めて、やっているというところですよ。

それに関連して、災害対策基本法が福祉的な視点を入れていこうと改正もされていますので、少し関連するところに入れた方がいいのかなというふうに思います。特に、災害時に避難所に行って避難をされている方ばかりではなく、在宅で避難している方々もたくさんいるというところで、そういった方々も含めて福祉的な支援が必要かといったことをアセスメントして、支援の手を届けていきましょうというようなものが入ってきています。DWAT や、社会福祉協議会も災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げるなどしますが、それぞれ社協としても地域でいろんな見守りの活動なんかもしておりますので、そういった中で DWAT などとも連携してやっていけたりとかする部分も多くあるかなと思います。同じ方のところに医療や福祉いろんな立場の方が訪ねて同じことを聞くみたいなご負担もあるというところをなくすためにも、そういった情報の共有のあり方など、これからきちんと議論されて、具体的な仕組みづくりをしていくことになるかと思っておりますので、そうしたところの動きもぜひ入れていただけたらと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょう。

○事務局

はい、ありがとうございます。これまでの部会でも、委員からいただいております災害に関することについては、共通する横断的視点の「地域の支援力の強化」のところで災害関係、コロナ等の感染症も含めてですけど、記載していく予定になっておりますので、お示しさせていただいたときに、記載内容についてご助言、ご協力いただけたら大変ありがたいです。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい、他の委員の方いかがでしょうか。委員お願いいたします。

○委員

資料3の15ページ、横断的視点のところですが、重層的体制整備事業についての言及は必要かというふうに思っております。やはり自立支援協議会の中で困難事例が検討できるようになって、さらに困難な事例で様々な専門職を入れて検討するときに、重層的体制の中で検討するということを求められていますが、なかなか各市町村、苦労しているという実態もありますので、その辺りの強化が必要かというふうに思っております。また、次年度の社会福祉法の改正の中でも、その辺りの位置付けが強くなるというふうにも言われていますので、ぜひ計画にも反映いただきたいというふうに思っております。

もう一つ、位置づけが難しいのかもしれませんが、障がい福祉の実態を考えたときに、例えば、就労実態のない就労継続支援B型の事業所であるとか、大阪府下においても日中支援型のグループホームが20人規模でできていくような状況も出てきており、その事業を実施すること自体が障がい者の権利保障というところに大きな問題というか、何か欠けているような状況もあります。権利保障というところがいいかわからないですが、そういった事業所の参入というのは、本来設置の段階でチェックできるようなものが本当は必要ですけど、指定を取ってしまっているという状況もあり、市区町村で自己点検、自己評価を入れて就労アセスメントと結びつけて、透明性確保しようというような動きをしているところもあります。第三者評価を入れるべきだとか、そういう議論も出てきています。事業所の透明性とか、利用者の権利保障を大切にされた事業所運営とかを少し出していく必要性あるのではないかとこのように思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

域福祉計画が上位の計画になるということもあります。重層的支援体制の整備というのが、全国的に課題になっておりますので、どこかで触れたらいいかと思っておりますし、就労関係

で問題になっています事業者の適切なサービス提供のあたりもどこかに記載できたらいいかなと思いますが、事務局いかがでしょう。

○事務局

はい、ありがとうございます。重層的支援体制については、共通する横断的視点の6番目、「地域の支援力の強化」のところでは言及していく予定にはなっています。生活場面Ⅲ「働く」のところ、墨字27ページの下には、先ほどの指摘のあった就労継続支援事業所（B型）のことに繋がりますが、「とりわけ、障がい者の『働く』を支援する障がい福祉サービス事業所等の質を担保する必要がある、不適切なサービス提供を行っている事業所について現状分析するとともに、運営の適正化を図り、働くことに希望を持っている障がい者の不利益とならないように取り組むべきである」というふうに、整理させていただいております。ただ、就労系のみならずということだと思いますので、その点は共通する横断的視点の5番目の「障がい者の生活を支える人材の確保・育成」のところでは事業所の質のことが書けるのかというようなこともイメージしていますが、取りまとめしていく中で意見をご参考にさせていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。こうやってご意見いろいろいただくと、事務局の方が書きやすくなると思いますので、どんどんご意見いただけたらと思います。委員、どうぞ。

○委員

資料3の14ページ、先ほど委員がおっしゃった「8050問題」というのは、最近、私たちは高齢者が障がい者を介護するという「老障介護」という言い方もしているので、参考になればと思います。

16ページ、「地域やまちで暮らす」の二つ目に、「入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者のみならず、家族と同居している障がい者も含めて」という部分を入れていただいたことに心から感謝します。ありがとうございます。

22ページの「学ぶ」です。23ページ以降の(1)とか(2)にはあるんですけど、冒頭の文面が、とても教育に特化しているというふうに思いました。例えば、二つ目の「乳幼児期から大人になるまでの『学び』を保障」となっていますが、以前の部会で意見させていただいたように、学ぶだけではなく、育つという観点も大切ですので、「学びや育ち」みたいに書いていただけると、もう少し幅が広がるかと思えます。

その下の三つ目、最重点政策の一つである専門性の高い分野の支援として、発達障がいのある幼児・児童と医療的ケアを要する重症心身障がい児となっているのですが、今回、専門性の高い分野に強度行動障がいを入れていただきました。ここの書きぶりが、やっぱり

り発達障がいと医療的ケアの子どもだけみたいに感じてしまいますので、そうではないということが表現できるような書きぶりに変えていただけるとありがたいです。

冒頭の文面が全般的に学校で学ぶみたいなイメージになっているので、家庭環境も整えて、子どもが育っていくという観点の書きぶりに変えていただいた方が、23ページにある児童発達支援や放課後等デイサービスのこと、今後進んでいく、障がい児の支援体制の中核機能のことにも繋がっていきますので、ここの書き方は、もう少し新しい計画だというふうに書き直してもらえたらありがたいです。

最後です。30ページの「こころや体、命を大切に作る」というところです。冒頭の文面を何度も読みましたが、医療のことしか記載がないです。ここに相談のことを持ってこないで、せっかくの調査結果が生かせないと私は思います。先ほど、議題1で説明があったように、障がい者の相談相手は圧倒的に家族です。これが障がい者の実態です。相談できるところが少ない、それが課題だということを書かないと、相談支援事業もそうですが、地域の相談支援体制も成長していきませんし、やはり方針を書くところですから医療のことだけでなく、相談についても課題や大阪府として底上げするといったような文面が入るとありがたいと思っております。

先ほど、委員からもありましたが、福祉現場は圧倒的な人材不足がどんどんひどくなっていくと思います。これは、行政機関も教育、保育現場も同じなのではないでしょうか。働く人がどんどんいなくなっていく、その人たちに、今以上に相談に乗ってくださいとか、今以上に障がい者の仕事をしてくださいという負荷をかけていくと、ますますしんどい仕事だからといって、人材が遠ざかっていくのではないのでしょうか。そうではなくて、お互いに支え合うという観点であれば、以前も言いましたように、ピアサポートという言い方をすると誤解が起きますので、当事者同士が支え合うところを文章にできるかできないかは別にして、そういう取り組みをできるような内容で書いていただけたらありがたいと思っております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。「学ぶ」のところにつきましてはいただきましたご意見を事務局の方で整理させていただきまして、「学び」「育ち」というようなところ、専門性の高い分野でいくつかだけ書かれているというわけではないようにどう書けるかというのは、検討させていただきたいと思っております。

医療と相談のところは委員のおっしゃるのは、計画を見るときに、隅々まで見るというより、おそらく冒頭のところが一番見られると思うので、墨字32ページの(3)相談体制の充実のところには先ほどおっしゃられた、「ピアサポートのような取組みが活性され

ることにより」というようなことも書いておりますが、ここに書いているような内容をきちんと冒頭にも記載すべきといった趣旨だと思っております。流れも踏まえ、どのような形で整理をしていけるか検討したいと思います。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員

委員と重なるところがあると思うのですが、資料2-2の生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」を見ているのですが、医療と医療費ということがすごく書いています。それは普段から意見として言わせてもらっており、反映してもらっているので、とても大事なことだし、嬉しいことだと思うのですが、医療費だけではなくて、ベースとして経済的に厳しいという課題です。同じ資料の4ページの下の方に、余暇活動の困りごととして、すべての世代、すべての障がい種別に共通して、金銭的な余裕のなさというのがあります。障がい者の経済的な問題について、以前に例として話したのは、障害年金の受け方すらわからないということを相談する場所が地域にあるとか、医師との交渉が大変なので、そういうところを支えてくれる人がいるとか、そういう相談についても、「こころや体、命を大切にする」に入るか、それとも「地域の支援力の強化」に入るかわからないですけど、他の者との平等というのを考えたときに、根っこにある経済的な不均衡さという問題をどうやってみんなで越えていくかみたいなのをどこかに文章として記載いただけたらと思います。

参考資料の「共通する横断的視点」の「地域の支援力の強化」のところには、「障がい者と貧困・お金の問題がどこにも出てこない」ということをきちんと書いてくれているので、ここをどうやって文章の中に反映できるかということは注視したい。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

いま、委員が自ら言っていましたように、参考資料の墨字では3ページ、点字では23ページのところになりますが、委員がこれまでの部会でご発言いただいた内容になります。障がい者施策としてお金の問題というのを計画にまさに書き込んでというところではないですけど、やはり、障がい者が様々な困りごとが抱えられている中では障がい施策だけではなくて、他分野からのアプローチというのも必要となってくるので、そういった観点で「地域の支援力の強化」のところに記載していけないかというふうに事務局の方では整理しているところです。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

オンラインの委員の方でも何かご意見ありましたら。委員、いかがでしょうか。

○委員

今までの議論を伺っていて、確かに当事者のご意見はもちろんなのですが、それを支える支援者側のお困りというのを十分に反映される形で、取りまとめていただければと思っています。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。支援者側の方も、やはり課題としてはいろいろあると思います。事務局、いかがですか。

○事務局

はい、ありがとうございます。支援者側ということで、これまでの部会でも障がい者を支える家族というような視点も、ご意見ありましたので、そういったところを念頭に文面作成していかないといけないとは思っております。文面を見ていただく中で、ご指摘あれば、いただけるとありがたいかなと思います。よろしくをお願いします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事業所のスタッフの方や、医療関係者、学校関係者など支援する側の仕事量も、障がいに関係なく増えてきているということがあると思いますので、その中で、障がいのある方とどういふふうに関わっていただけるかという支援者側へのサポートというのも重要な視点かと思えます。ありがとうございます。

委員、いかがでしょう。

○委員

本当にここまで丁寧に議論していただきまして、お聞きしながら、しっかりと書き込んでいただいているというふうに感じています。

一点、書いてらっしゃることが、わかっている人間にとってはわかるのですが、例えば、資料3の28ページあたり「働く」について、障がいのある方が働く、特に発達障がいの方々ですと、アセスメントをしていただいて、理解があるというふうに書いてあっても、実際に支援者とのマッチングの問題が生じてしまって、指示した者と受け取り側が、齟齬が生じてしまって、不全感が生じて脱落してってしまうというケースが非常に現場で多いように思います。その中で、アセスメントも可視化の一つではあるのですが、

何かそのわかりやすい可視化を通じて、支援者と当事者の齟齬が生じないようにするというようなことが、書き込めないかというふうに感じております。
よろしく願いいたします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。先ほど、委員からは「働く」についてのご指摘でしたが、「学ぶ」とか「働く」とかを横軸で捉えた時にどちらに記載をしようか迷うところもありながら、墨字 24 ページ、生活場面Ⅱ「学ぶ」の(1)早期からのライフステージに応じた支援の最後に、発達障がいについて、「本人だけではなく、困り感が生じている環境に働きかけるといった仕組みづくりが重要であり」というのは、まさに環境というのは、家庭とか学校に限らず、職場、働く場所などいろんなステージに応じて環境というのは変わってきますので、そこをどう表現できたらということにはなりますが、委員からいただきました意見も踏まえて、また改めて文章を作成して、どこにどう記載するかというのは検討できたらと思います。よろしく願いします。

○委員

ありがとうございます。私が言いたいのは、やはりマッチングという部分が非常に大きいと思っています。画一的にするということではなくて、一人ひとりと言っていますけど、先ほど、委員が言ってくださったように、支援者側から見ても、当事者側から見ても、どちらからもわかろうとすると、マッチングが非常に大事であるということで、その部分を書き込んでいただきたいという趣旨でございます。

○事務局

はい、ありがとうございます。ご意見踏まえて、検討させていただきます。

○黒田部会長

ありがとうございました。時間が足りなくなってきましたけど、他の委員の方で、ここで言っておきたいということがありましたらお願いします。また、後で事務局の方からご説明ありますが、メールでご意見を伺うとか、最後の横断的視点のところも含めたものを送らせていただいて、それに修正含めて回答いただくということになると思いますが、とりあえず現段階では、よろしいでしょうか。

では、最初のニーズ調査の方も今の段階でご質問等あればお伺いしておきます。委員、お願いします。

○委員

事前説明のときに聞いておけばよかったと思ったのですが、資料1の表面の年齢層ですが、これは平成28年の年齢層との比較をなさったのでしょうか。もし、なさったのであれば、どう違っていますかということを知りたいです。

背景としては、前回答えた人がそのまま単純に10年近く経ったということなのか、それとも新しい回答層になっているのかというあたりを知りたいと思いました。

○黒田部会長

事務局、いかがでしょう。

○事務局

前回調査との比較はしておりません。前回、平成28年度も、今回も無作為抽出より配付し、回答いただいておりますので、そこを比較することができておりませんが、もしかしたら偏りがあったらというところは、今のご指摘を受けて思ったところであります。

調査票の中で、こういう観点で見てみてはどうかというようなことは事前説明でもご意見いただいておりますので、そういったご指摘がございましたら、違う角度で分析もできるかと思っていますので、そういったところも含めてご意見いただけたらなと思います。事務局だけでは、気づかない点も多々あると思いますのでよろしくお願いします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。他いかがですか。よろしいですかね。

○委員

成年後見制度のことが非常に気になっております。成年後見制度が、知的障がいの人たちが活用できるように大きく変わるということ、来年度にはっきりするというふうに聞いております。ずっと使い続けなくてもいい、必要なときだけというふうになる。国の示しているものを見ると、いわゆる財産を相続するとかというときは後見人を使うけど、身上監護と言われる日々の見守りのところが、地域のネットワークの中でその人を普段見守っていて、いざ後見人が必要という時は、本人は判断能力が乏しいので周りの人が、対応するみたいな絵に見えます。

そのようなことを考えたら、成年後見制度というのが、権利保障だけではなく、相談の方にも記載が必要なのかとかといったイメージもあったのですが、どこら辺まで成年後見制度のことが入ろうとしているのかをお聞かせいただけたらありがたいです。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

はい、事務局です。まさに改正中ですので、その動きを見ながらではありますが、現行制度についても、要は制度があるから良いではなく、部会の中でも制度を利用することで権利侵害といたしますか、その人の意向をちゃんと反映できないというようなところにも繋がる可能性について危惧する旨のご意見もございましたので、制度の利用の仕方によって権利が侵害されないようにということの観点も念頭に何かしら記載できたらと思います。また、委員からのご指摘の相談の部分なのかということにつきまして、制度の中身を委員の皆様にも教えてもらいながらになるかもですけど、検討していきたいと思います。そういう意味では、意見具申の中に何かきちんと記載できるかということ、今後の制度の動向にもよりますので、一旦は現行制度の利用の仕方というところを踏まえつつ、計画が策定される本文の方にはどういった書き方になっていくのかと、来年度の改定作業の中でも変わってくるかと考えているところです。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。また、委員に確認しながら、いろいろやっていただけたらなと思います。他の委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、議題としてはここで一旦終わりたいと思います。今後の流れについて、今一度、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

はい、事務局です。本日は資料もバタバタと、事前説明でも間に合わずというところがあり、大変ご迷惑をおかけしました。予定では、3月30日の部会が最終回ということで思っております。そこをめがけて、現在お示ししております資料3をどうブラッシュアップしていくかということになります。3月30日に部会として、意見具申の成案を取りまとめました後の流れとしましては、5月に施策推進協議会を開催する予定ですので、部会から報告の上、再度ご議論いただき、最終、大阪府にご提出いただくという流れになります。

施策推進協議会と重複してご参画いただいている委員の方もたくさんおられますけど、この資料3をブラッシュアップしていくというように考えていただけたらと思います。本日お示ししております資料3の15ページは作成中となっております。今後の流れとしましては、本日のご意見も踏まえて、共通する横断的視点を事務局にて作成しまして、2月中、3月初旬を目処に、委員の皆様にも十分に見ていただけるようなお時間を有する中で、メール等でお示しさせていただきながら、文面全体についてご意見をいただき、最終事務

局で修正したものを3月30日にご提示させていただきますので、ご意見をいただきながら、最終の調整をできればと考えているところです。

○黒田部会長

事務局の方から本日作成中となっている部分に関しましては説明ありましたように、後日、皆様にメール等で送っていただいて、次回3月30日までにメール等のやり取りで、事務局とやっていただいて、修正を重ねていきたいというふうに考えております。

3月30日の段階では、おおよそこれでいけるだろうというものを、資料として出していただいて、最終確認という形でできたらと思いますので、ここから2か月ほどの間にメール等でやり取りをしたいというふうに思っております。

何かその点についてご質問ありますか。大丈夫ですか。

では、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。事務局の方にお返しいたします。ありがとうございました。

○事務局

黒田部会長、委員の皆様ありがとうございました。

それでは、先ほど説明させていただきました流れで進めさせていただこうと思いますが、本日の資料3見て気になるところというのは、多分覚えているうちにということもあるかもしれません。そういったものは、適宜、気づいた点をお送りいただけましたら事務局で対応させていただきます。

次回、計画策定部会につきましては、3月30日月曜日14時30分から日赤会館302号室での開催を予定しております。それまでの間に、メール等々のやり取りで、ご協力、ご負担をおかけすることになるとは思いますが、何卒よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして第5回第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。